

伊予市個人情報の保護に関する法律等施行細則

令和 5 年 3 月 15 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年伊予市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	条例第 3 条第 1 項の個人情報取扱事務の開始及び変更の届出	個人情報取扱事務開始（変更）届出書兼登録簿（様式第 1 号）
2	法第 75 条第 1 項の個人情報ファイル簿	個人情報ファイル簿（様式第 2 号）
3	法第 77 条第 1 項の開示請求書	保有個人情報開示請求書（様式第 3 号）
4	法第 82 条第 1 項の書面	保有個人情報開示決定通知書（様式第 4 号）
5	法第 82 条第 2 項の書面	保有個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）
6	条例第 6 条第 2 項の書面	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第 6 号）
7	条例第 7 条の書面	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7 号）
8	法第 85 条第 1 項の書面	保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第 8 号）
9	法第 86 条第 2 項の書面	個人情報の保護に関する法律第 86 条第 2 項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第 9 号）
10	法第 86 条第 1 項及び第 2 項の意見書	保有個人情報の開示に係る意見書（様式第 10 号）
11	法第 86 条第 3 項の書面	保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第 11 号）

12	法第87条第3項の規定による申出	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第12号）
13	法第91条第1項の訂正請求書	保有個人情報訂正請求書（様式第13号）
14	法第93条第1項の書面	保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）
15	法第93条第2項の書面	保有個人情報不訂正決定通知書（様式第15号）
16	法第94条第2項の書面	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）
17	法第95条の書面	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）
18	法第96条第1項の書面	保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第18号）
19	法第99条第1項の利用停止請求書	保有個人情報利用停止請求書（様式第19号）
20	法第101条第1項の書面	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）
21	法第101条第2項の書面	保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）
22	法第102条第2項の書面	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第22号）
23	法第103条の書面	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第23号）
24	法第77条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報開示請求に係る委任状（様式第24号）
25	法第91条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報訂正請求に係る委任状（様式第25号）
26	法第99条第2項に規定する保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類	保有個人情報利用停止請求に係る委任状（様式第26号）

2 法第86条第1項の規定による通知は、個人情報の保護に関する法律第86条第1項の規定に基づく通知・意見照会書（様式第27号）により行うものとする。

3 法第105条第2項の規定による通知は、伊予市情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書（様式第28号）により行うものとする。

（記載事項）

第3条 条例第5条、第8条及び第9条の規則で定める事項は、請求者の種別及び本人確認書類に関する事項とする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第4条 条例第4条ただし書に規定する保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる写しの作成方法につき、同表の右欄に掲げる金額

写しの作成方法	金額
1 写しの大きさが日本産業規格A列3番を超えない場合で当該写しが白黒電子複写機による複写	1 複写につき10円
2 写しの大きさが日本産業規格A列3番を超えA列2番以下である場合で当該写しが白黒電子複写機による複写	1 複写につき100円
3 写しの大きさが日本産業規格A列2番を超えA列1番以下である場合で当該写しが白黒電子複写機による複写	1 複写につき150円
4 写しの大きさが日本産業規格A列1番を超えA列0番以下である場合で当該写しが白黒電子複写機による複写	1 複写につき200円
5 写しの大きさが日本産業規格B列4番を超えない場合で当該写しがフルカラー電子複写機による複写	1 複写につき50円
6 写しの大きさが日本産業規格B列4番を超えA列3番以下である場合で当該写しがフルカラー電子複写機による複写	1 複写につき80円
7 専門業者への委託等	当該委託等に要する額

(2) 写しの送付に要する費用 郵便料金相当額とする。

(費用の納付の方法)

第5条 前条各号に規定する費用は、現金、普通為替又は定額小為替のいずれかの方法により納付するものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 法第87条第1項本文の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。

電磁的記録の種類	開示の方法
1 磁気ディスク、光ディスク、磁気テープ等に入力されている電磁的記録で、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴

(地方公共団体等行政文書の写しの交付の部数)

第7条 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書(これを複写した物を含む。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示の請求があった保

有個人情報記録された地方公共団体等行政文書 1 件につき 1 部とする。

（地方公共団体等行政文書の開示の実施等）

第 8 条 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の開示は、市長が指定する日時及び場所においてするものとする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

（実施状況の公表）

第 9 条 条例第 11 条の規定による公表は、伊予市広報紙によりするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 （略）

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報取扱事務開始（変更）届出書兼登録簿

年 月 日

伊予市長 様

伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の 名称		
事 務 の 区 分		☐ 全庁共通 ☐ 固有
個人情報取扱事務を 所掌する組織の名称		
開 始 年 月 日		年 月 日
個人情報の利用目的		
根 拠 法 令 等		
個人情報の対象者の 範囲		
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 情 報	☐ 個人識別符号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 顔画像 ☐ 住所 ☐ 電 話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ その他 ()
	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪により罪を被った 事実 ☐ 心身の機能の障害 ☐ 医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ☐ 刑 事 事 件 に 関 す る 手 続 ☐ 少 年 の 保 護 事 件 に 関 す る 手 続 ☐ その他 ()
	そ の 他	☐ 心身の状況 ☐ 家族状況 ☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 意見・要望 ☐ 相談 ☐ その他 ()
記録情報の収集方法		
個人情報の目的外の 利用及び提供の状況		☐ 無 ☐ 有（個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 号該当） ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他 ()
外 部 委 託 の 有 無		☐ 有（委託内容名 ☐ 無
備 考		

注 ☐のある欄は、該当する☐の中にレ印を付けるか、又は☐を黒く塗りつぶすこと。

様式第 2 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	

様式第3号（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

伊予市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ☐閲覧 ☐写しの交付
 ☐その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

ウ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 ☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証
 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 ☐その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 ☐未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) ☐成年被後見人
 ☐任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他 (_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他 (_____)

様式第4号（第2条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）

時間：

場所：

(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年伊予市条例第22号）第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

（開示請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年伊予市条例第22号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 7 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

（第三者利害関係人） 様

伊予市長 印

個人情報の保護に関する法律第86条第2項の規定に基づく通知・意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

伊予市長 様

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

文 書 番 号
年 月 日

（意見書を提出した第三者） 様

伊予市長 印

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

伊予市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円 }
無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

伊予市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

（訂正請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

伊予市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊予市を被告として（訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。）松山地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

（利用停止請求者） 様

伊予市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第 24 号（第 2 条関係）（個人情報に係る開示請求用）

保有個人情報開示請求に係る委任状

（代理人） 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び
開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限

年 月 日

（委任者） 住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物

様式第 24 号（第 2 条関係）（特定個人情報に係る開示請求用）

保有個人情報開示請求に係る委任状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除す
る旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を
受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印
する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等
本人に対し一に限り発行される書類の複写物

様式第 25 号（第 2 条関係）（個人情報に係る訂正請求用）

保有個人情報訂正請求に係る委任状

（代理人） 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物

様式第 25 号（第 2 条関係）（特定個人情報に係る訂正請求用）

保有個人情報訂正請求に係る委任状

（代理人） 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物

様式第 26 号（第 2 条関係）（個人情報に係る利用停止請求用）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

（代理人） 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物

様式第 26 号（第 2 条関係）（特定個人情報に係る利用停止請求用）

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

（代理人） 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所

氏名 印

連絡先電話番号

（注） 次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 開示請求の日前 30 日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者の実印を押印する場合に限ります。）
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物

（第三者利害関係人） 様

伊予市長

印

個人情報の保護に関する法律第86条第 1 項の規定に基づく通知・意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

伊予市長 印

伊予市情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

年 月 日付けの審査請求については、下記のとおり伊予市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号